

# 調停の歴史

～調停制度発足100周年～

調停は、話し合いによって問題の解決を図る裁判所の手続。令和4年10月に発足から100周年を迎えます。100年の間、社会の要請に応えながら進化してきた歴史を振り返ります。

## 民事調停

## 家事調停

借地借家調停法 施行(大正11年)

関東大震災の後、借地借家の紛争解決に活用されました

1922. 10. 1

民事調停法 施行(昭和26年)

社会の要請に応じて創設された小作、商事、金銭債務といった分野についての調停法が一つに統合され、幅広い分野の紛争に利用できるようになりました

1939

1948

1949

1951

民事調停委員及び家事調停委員規則制定(昭和49年)

手続の中核を担う調停委員につき、より良い人材の確保を図りました

1956

1974

特定調停法 施行(平成12年)

バブル崩壊後、多額の借金を抱えた人の経済的再生を目指しました

2000

2013

知財調停 スタート(令和元年)

時代のニーズに応える専門的な調停の運用が始まりました

2019

2021

2022. 10. 1

人事調停法 施行(昭和14年)

女性からの申立てが多く、女性の権利の保護に大きく貢献しました

家事審判法 施行(昭和23年)

個人の尊厳と両性の平等という新しい基本理念が掲げられました

家庭裁判所 設置(昭和24年)

家庭に関する事件を総合的かつ専門的に扱う裁判所ができました

キャッチコピーは「家庭に光を 少年に愛を」

家事調査官(現:家庭裁判所調査官)制度  
履行勧告制度 創設  
スタート

家事事件手続法 施行(平成25年)

電話会議が導入されるなど、現代社会に合った、より利用しやすい、透明性の高い制度になりました

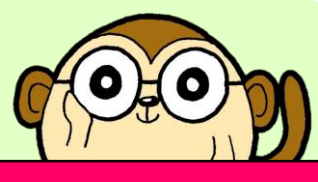
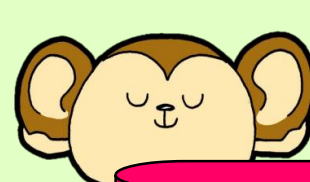
令和3年  
家事調停でのウェブ会議  
試行スタート

調停制度発足100周年  
広報用キャラクター  
「アイアイ」



# 100

調停制度発足100周年



これからもより利用しやすく、より国民の  
ニーズに合った制度に進化を続けます！

調停ってな～に？



ハナシアイ

調停は、**話し合いで問題の解決を図る** 手続だよ。裁判官と民間から選ばれた調停委員がお話を聞き、解決に向けて話し合いをサポートするんだ。**お金の貸し借りなど**の民事のトラブルを扱う**民事調停**と、**離婚や相続など**の家庭のトラブルを扱う**家事調停**があるよ。



メガネアイ

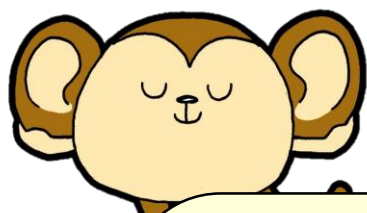
100年も前からあるの？



オオミミアイ

1922年にできた**借地借家調停法**という法律がスタートだね。当時は土地や建物の貸し借りに関する争いが増えて社会問題になっていたんだ。そこで、話し合いによって争いを解決する仕組みとして調停制度が創られたんだ。その後、1951年に**民事調停法**が制定されたよ。今は債務整理や知的財産権に特化した調停も利用できるようになっているんだ。

家庭に関するトラブルは？



家事調停は、1939年にできた**人事調停法**がスタートだよ。家庭裁判所が設置されてからは、家庭裁判所で家事調停が行われるようになり、心理学等の専門的知識を持つ家庭裁判所調査官が関与する制度ができたよ。2013年には**家事事件手続法**ができて、現代社会に合った、より利用しやすい手続になったんだ。



調停制度について、もっと詳しく教えて！



**裁判所のウェブサイト** (<https://www.courts.go.jp/>) に載っているよ。わかりやすい動画もあるから、アクセスしてみてね！



裁判所 民事調停



裁判所 家事調停

